

産業廃棄物処分業許可申請の手引き

(特別管理産業廃棄物処分業も含む。)

産業廃棄物処分業の許可を取得しようとする方向け

令和8年3月31日

沖縄県
環境部 環境整備課

10	資金調達	- 22 -
11	経理的基礎に関する書類	- 23 -
11-1	申請者が法人である場合	- 23 -
11-2	申請者が個人である場合	- 23 -
12	申請者に関する書類	- 24 -
12-1	申請者が法人である場合	- 24 -
12-2	申請者が個人である場合	- 24 -
13	欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面	- 24 -
14	役員に関する書類	- 24 -
15	法定代理人に関する書類	- 25 -
15-1	法定代理人が法人である場合	- 25 -
15-2	法定代理人が個人である場合	- 25 -
16	出資者に関する書類	- 25 -
16-1	出資者が法人である場合	- 25 -
16-2	出資者が個人である場合	- 25 -
17	使用人に関する書類	- 25 -
18	有価証券報告書	- 26 -
19	先行許可証	- 26 -
20	添付を省略した書類の一覧及びその理由を記載した書類	- 27 -
21	直近に交付された許可証の写し	- 27 -
22	委任状	- 27 -
第5章	添付書類の省略について	- 28 -
1	更新許可申請及び変更許可申請において省略可能な書類	- 28 -
2	優良事業者認定を受けている場合に省略可能な書類	- 28 -
3	有価証券報告書を提出した場合に省略可能な書類	- 28 -
4	先行許可証を提出した場合に省略可能な書類	- 28 -
5	同時に複数の申請・届出を行う場合に省略可能な書類	- 29 -
参 考 事 項	- 30 -
1	各種公的書類の交付場所について	- 30 -
2	県が公開している様式の一覧	- 30 -
3	産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）について	- 31 -
4	有害金属等を含む特定有害産業廃棄物の一覧	- 32 -

第1章 許可取得までの流れ

当県では、産業廃棄物の処理施設設置に係る事前協議制度を設けています。産業廃棄物処分業許可を取得する上では、焼却施設（施設の規模を問わない。）又は熱分解施設を設置する場合に許可申請前に事前協議の手続を要します。また、表1（2p）の施設を設置する場合には、別途、産業廃棄物処理施設設置許可が必要であり、施設の種類によっては事前協議の手続を要します。事前協議の詳細については、[沖縄県産業廃棄物処理施設等に関する指導要綱](#)をご覧ください。

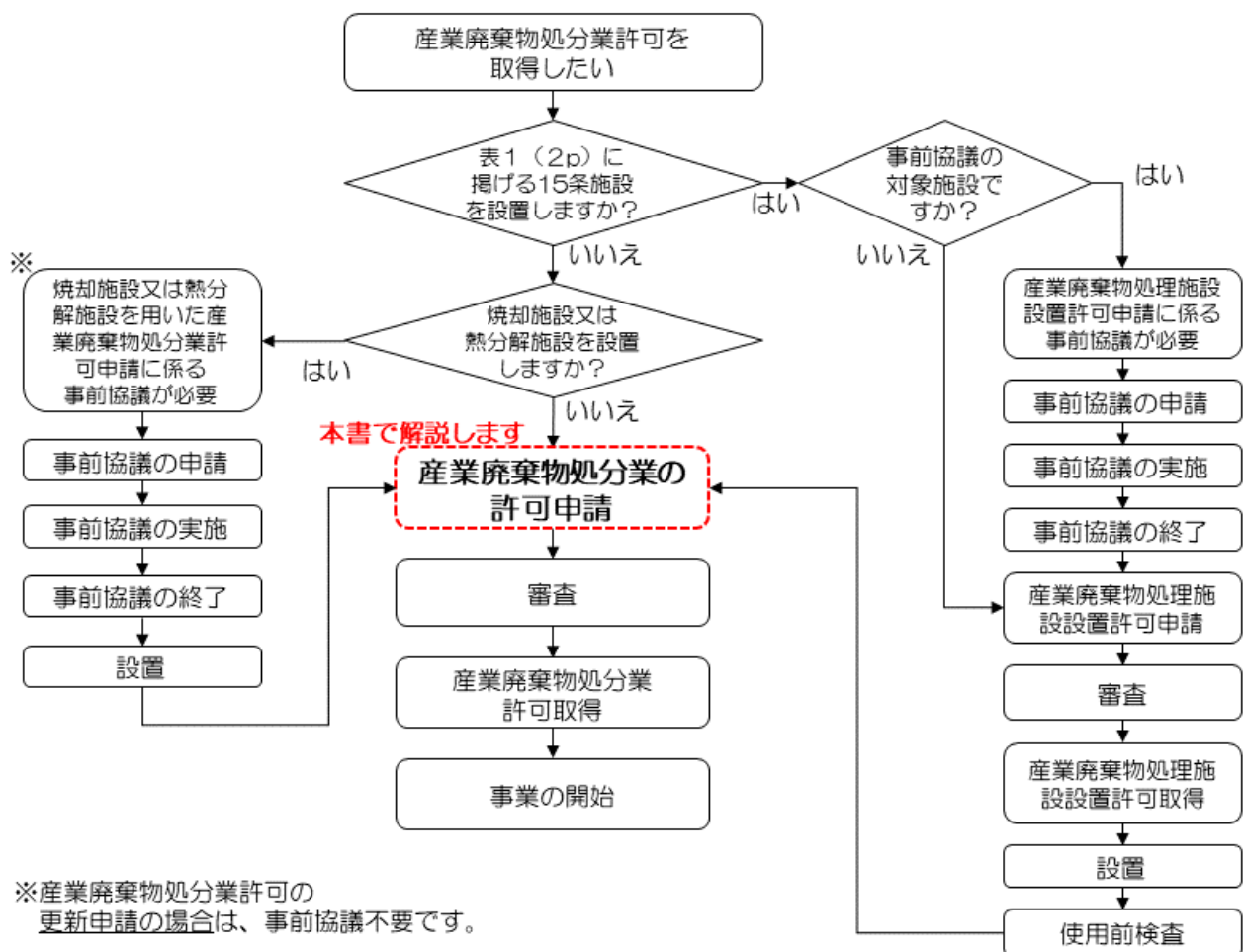


図1 産業廃棄物処分業許可取得までの手続フローチャート
 （特別管理産業廃棄物処分業も含む）

表 1 廃棄物処理法第 15 条に基づく許可が必要な処理施設の一覧

No.	施設の種類	能力	事前協議
1	汚泥の脱水施設	処理能力：10m ³ /日超	不要
2	汚泥の乾燥施設	処理能力：10m ³ /日超 (天日乾燥施設の場合は、100m ³ /日超)	不要
3	汚泥の焼却施設 (PCB 等を除く)	次のいずれかに該当する施設 ・処理能力：5m ³ /日超 ・処理能力：200kg/時以上 ・火格子面積：2m ² 以上	必要
4	廃油の油水分離施設 (PCB 等を除く)	処理能力：10m ³ /日超	不要
5	廃油の焼却施設 (PCB 等を除く)	次のいずれかに該当する施設 ・処理能力：1 m ³ /日超 ・処理能力：200 kg/時以上 ・火格子面積：2m ² 以上	必要
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力：50m ³ /日超	不要
7	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力：5t/日超	不要
8-1	廃プラスチック類の焼却施設 (PCB 等を除く)	次のいずれかに該当する施設 ・処理能力：100kg/日超 ・火格子面積：2m ² 以上	必要
8-2	木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力：5t/日超	不要
9	有害金属等又はダイオキシン類 を含む汚泥のコンクリート固型 化施設	すべて	必要
10-1	水銀又はその化合物を含む汚泥 のばい焼施設	すべて	必要
10-2	廃水銀等の硫化施設	すべて	必要
11-1	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含ま れるシアン化合物の分解施設	すべて	必要
11-2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄 物の溶融施設	すべて	必要
12-1	廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設	すべて	必要
12-2	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分 解施設	すべて	必要
13-1	P C B 汚染物又は P C B 処理物 の洗浄施設又は分離施設	すべて	必要
13-2	産業廃棄物の焼却施設 (3、5、8、14 に掲げるものを 除く。)	次のいずれかに該当する施設 ・処理能力：200kg/時超 ・火格子面積：2m ² 以上	必要
14	産業廃棄物の最終処分場	すべて	必要

第2章 許可申請について

1 手続の種類

(1) 新規許可申請

産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業を始めるにあたっては、業を始めようとする区域を管轄する都道府県知事に申請を行い、許可を受ける必要があります。

(2) 更新許可申請

更新許可申請は、有効期限の3か月前から有効期限日まで受け付けています。審査は数か月時間を要しますので、可能な限り許可期限の3か月前に書類を揃えて提出してください。

※許可の有効期限内に更新許可申請を行った場合、更新許可がなされるまでの間は、有効期間満了後も以前の許可で業を行うことができます。

※更新許可申請を行わない場合は、許可の有効期限後は失効となります。保健所へ許可証を返納してください。

(3) 変更許可申請

許可取得後、事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類 又は 処分の方法）を変更しようとするときは、あらかじめ変更許可を受けなければなりません。

なお、事業の範囲を一部廃止する場合（例：取り扱う産業廃棄物の種類の減、処分方法の減）や、事業の範囲以外の事項を変更する場合は、(4)の変更届出を提出してください。

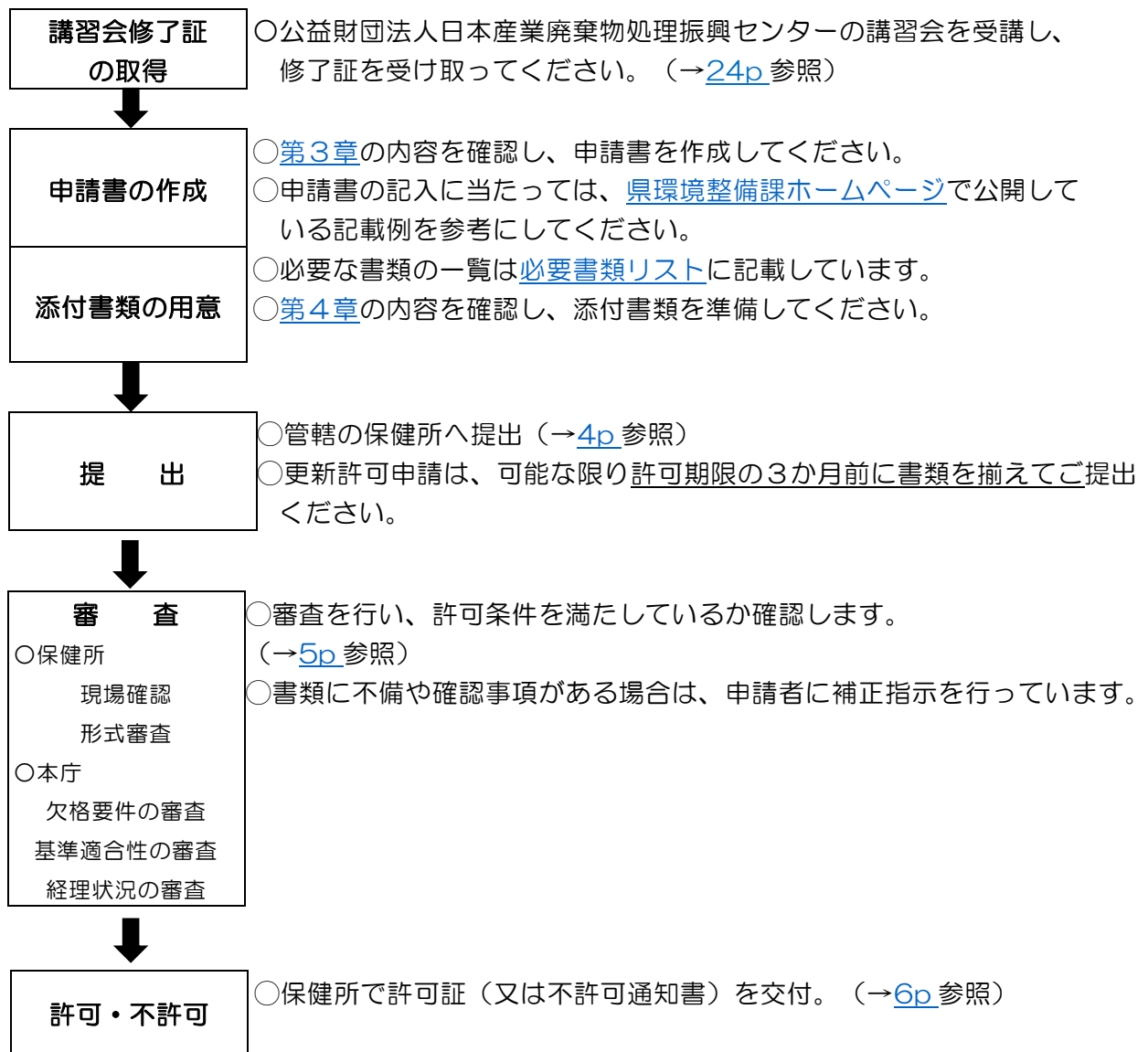
(4) 変更（廃止）届出

許可取得後、下記の事項を変更する際は、変更（廃止）届出書を提出する必要があります。[産業廃棄物処理業処分業変更届出に係る必要書類リスト](#)を確認し、変更後 10 日以内（法人で履歴事項全部証明書を添付すべき場合にあっては 30 日以内）に必要な書類を管轄保健所へ提出してください。

<変更（廃止）届出が必要な場合>

- ・住所の変更
- ・氏名の変更
- ・名称（法人名）の変更
- ・事務所の所在地の変更
- ・事業の一部廃止
- ・事業の全部廃止
- ・法定代理人の変更
- ・役員の変更
- ・出資者の変更
- ・使用人の変更
- ・処分業の用に供する施設（処理施設等）の設置場所の変更
- ・処分業の用に供する施設（処理施設等）の構造の変更
- ・処分業の用に供する施設（処理施設等）の規模の変更
- ・事業場の所在地の変更
- ・保管場所の所在地の変更
- ・保管場所の面積の変更
- ・保管場所で保管する産業廃棄物の種類の変更
- ・保管場所の保管上限の変更
- ・保管場所の保管の高さの変更
- ・処分する特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者の変更

2 許可申請の流れ



必要書類リスト・申請書様式・記載例については、下記ホームページからダウンロードできます。



[必要書類リスト](#)

[ページ番号 1004163](#)



[様式・記載例](#)

[ページ番号 1028606](#)

インターネットで「[沖縄県](#)
[ページ番号 1028606](#)」と
[検索することもできます。](#)

<申請の取り下げについて>

申請を行った後、諸般の事情により申請を取り下げたい場合は、取下げ願い書（様式 6-1）をご提出ください。

※申請手数料については、沖縄県使用料及び手数料条例第6条の規定に基づき還付できません。

※更新許可申請の取り下げについては、取下げ後、許可証を返納いただく必要があります。

3 許可申請書の提出方法

(1) 申請書類の提出場所

以下のア～イの内、該当する管轄の保健所へ申請書類を提出してください。なお、あらかじめ管轄保健所に連絡して、担当者と来所時間を調整してください。

ア 事業場が一つしかない場合は、事業場の所在地を管轄する保健所

イ 事業場を複数設置する場合は、「主たる事業場」の所在地を管轄する保健所

【主たる事業場（優先順位は i → iii）】

i) 複数の事業場のうち、事務所のある事業場

ii) 複数の事業場のうち、設置時期の早い事業場

iii) 複数の事業場のうち、規模（施設の数・処理能力、敷地面積等）の大きな事業場

iv) 移動式処理施設を用いた処分業において、当該施設の駐機場が複数ある場合は、事務所を主たる事業場とする。

※15条施設設置許可を有する場合は、当該施設を設置している場所が主たる事業場となります。

上記以外の複雑な事例については、県環境整備課又は管轄保健所までお問い合わせください。

表1 各保健所の連絡先・住所と管轄区域

保健所名	連絡先・住所	管轄区域
北部保健所 生活環境班	0980-52-2636 名護市中大 2-13-1	名護市、本部町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部保健所 環境保全班	098-989-6610 沖縄市美原 1-6-28	沖縄市、うるま市、宜野湾市、金武町、嘉手納町、北谷町、恩納村、宜野座村、読谷村、北中城村、中城村
南部保健所 環境保全班	098-889-6846 南風原町字宮平 212	浦添市、豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町、西原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村
宮古保健所 生活環境班	0980-72-3501 宮古島市平良字東仲宗根 476	宮古島市、多良間村
八重山保健所 生活環境班	0980-82-3243 石垣市字真栄里 438	石垣市、竹富町、与那国町

※那覇市内で処分業を行う場合は、p6参照。

(2) 提出部数

正副2部（申請書の副本を控えとして保管したい場合は3部。1部に収受印を押印してお返しします。）副本は、正本の写し（コピーしたもの）で構いません。

(3) 県外からの申請について（返信用封筒・県証紙の購入）

ア 県外からの申請等により申請書を送付する場合は、下記返信用を同封してください。

i) 申請者宛先が書かれたレターパックプラス（許可証送付用）1部

※申請書の控えとして保健所収受印が必要な場合は返信用2部。

※行政書士の委任状がある場合のみ、行政書士の宛先も可。

イ 郵送等の場合の県証紙は、下記販売所で購入できます。申請の際には、申請手数料貼付用紙に貼り付けて、申請書と一緒に送付してください。（各申請の手数料の金額はp11参照）

【県外向け郵送販売取扱い売りさばき所】

金秀商事株式会社（県庁本庁舎地下1階売店） 電話：098-868-4001

沖縄県母子寡婦福祉連合会（南部合同庁舎2階売店）電話：098-867-8176

4 その他確認すべき事項（必ず読んでください。）

(1) 他法令の手續について

申請にあたり、環境関連法規及びその他法令（都市計画法、建築基準法、農地法、農業振興法、貨物自動車運送法等）に係る規制の有無を確認し、規制を受けている場合には、必要な手續を行った上で様式 1-1（他法令の調整状況を記した書類）を作成し、提出してください。

（→[第4章8⑫](#)参照）

(2) 産業廃棄物処理施設等の設置に関する事前協議

焼却施設又は熱分解施設を設置して産業廃棄物処分量を行う場合、[「沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」](#)に基づく事前協議が必要になります。[1p](#)のフローチャートに従い、事前協議の要否を確認してください。事前協議の詳細については、同要綱を御覧下さい。

(3) 那覇市における処分業

那覇市以外の市町村で処分業を行う場合は沖縄県知事の許可を取得する必要がありますが、那覇市で処分業を行う場合は、那覇市が中核市に指定されていることから、那覇市長の許可を取得する必要がありますので、那覇市へお問い合わせください。

<那覇市担当部署の連絡先>

那覇市環境政策課：098-951-3231



[那覇市 HP](#)

(4) 審査について

審査の標準処理期間は申請書受理後 60 日です。申請内容に誤りや書類の不足等がある場合は、書類の修正や追加提出等の補正を指示します。なお、補正に要する期間、土日、祝祭日等は、標準処理期間に含まれません。

また、審査にあたっては、次の事項を確認します。

ア 施設基準等

現場確認又は書類審査により、処理計画や処理施設等が基準に適合しているか審査します。廃棄物処理法で定める許可基準に適合しない場合は不許可となりますので、事業内容（処理施設、処理方法等）が、基準に適合するよう計画してください。

イ 欠格要件

許可基準に定められた欠格要件への該当性の有無を確認するため、県警察本部や地方検察庁、本籍市町村に対し、申請者、役員、未成年者の法定代理人（法定代理人が法人である場合には、法人及び役員）、出資者、使用人の犯罪歴等の照会を行います。

暴力団員であるなどの欠格要件に該当する者がいる場合、不許可となります。添付書類の「欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面」（様式第 6 号の 2 第 10 面）を作成する際に留意してください。

ウ 経理的基礎

産業廃棄物処理業の許可基準として、事業を的確にかつ継続して行うことのできる経理的基礎を有していることが法に定められています。そのため、経営状況が債務超過に陥っている場合等については、不許可となる場合があります。

(5) 許可証について

ア 許可証の交付

許可証は、管轄保健所が交付しますので、保健所から連絡があった場合は、保健所の指示に従ってください。なお、郵送をご希望する場合は、郵送料をご負担いただくことになります。送付先を記入したレターパック等を提出するなど、あらかじめ郵送方法を管轄保健所の担当者と調整してください。

イ 許可証の取扱い

- ① 産業廃棄物処理委託契約を締結する際には、契約書に許可証の写しを添付しなければなりません。
- ② 許可証を他人に譲渡する、あるいは貸与することはできません。
- ③ 新たな許可証の交付、廃業等の理由によって不要となった許可証は、速やかに返納して下さい。

ウ 取り扱うことができる産業廃棄物

産業廃棄物処理業において、取り扱うことができる産業廃棄物の種類は、許可証に記載されている種類に限定されます。それ以外の産業廃棄物を取り扱うことはできません。

許可証の例

許可番号第04744*****号

産業廃棄物処分業許可証

住所 沖縄県〇〇市△△一丁目 x x x 番地
 氏名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 ××

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

沖縄県知事 玉城 康裕

許可の年月日 令和 *年(20***年) *月 *日
 許可の有効年月日 令和 *年(20***年) *月 *日

1. 事業の範囲

中間処理
 (破 砕) : 紙くず、木くず、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
 (これらのうち特別管理産業廃棄物を除く。)

(焼 却) : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず
 (これらのうち特別管理産業廃棄物を除く。)

最終処分
 (安定型埋立) : 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(コンクリート塊、アスファルト塊(石綿含有産業廃棄物を含む。))
 (これらのうち特別管理産業廃棄物を除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設
 別紙 施設一覧のとおり

3. 許可の条件

(1) CCA処理、シロアリ駆除剤等の薬剤が残留した木くず、合板及び塗装された木くずは、破砕後、農業・畜産業用に再利用しないこと。
 (2) 当該処分業に起因した環境に関する苦情等の申し入れがあった場合には、直ちにその原因を調査し、速やかに適切な措置を講ずること。

4. 許可の更新又は変更の状況

← 許可の履歴

令和*年*月*日 新規許可
 令和*年*月*日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・ 無 ← 先行許可証の提出の有無

事務所の所在地：沖縄県〇〇市△△一丁目xxx番地
 事業場の所在地：沖縄県〇〇市△△一丁目xxx番

← 許可された内容

← 許可の条件

← 許可の履歴

← 先行許可証の提出の有無

第3章 申請書の作成要領

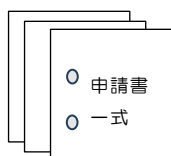
1 申請書様式について

産業廃棄物処分業の許可申請書は、廃棄物処理法施行規則により以下の表のとおり申請書様式が定められています。申請種別に応じて様式を選択し、記載例を参考に記入要領（[第3章3](#)）に従って記入して下さい。

各申請書様式及びその記載例は、県環境整備課ホームページからダウンロードできます。

表3 産業廃棄物処分業許可・特別管理産業廃棄物処分業許可申請書様式

申請種類 \ 許可種類	産業廃棄物処分業	特別管理産業廃棄物処分業
新規許可申請	様式第8号	様式第14号
更新許可申請	様式第8号	様式第14号
変更許可申請	様式第10号	様式第16号



申請書一式は、チェックリストの順番どおりに並べ、
 ファイル等に綴ってご提出ください。



[環境整備課 HP](#)
 (様式ダウンロードページ)
 ページ番号 1028606

2 申請書及び添付書類への押印について

県が公開している申請書様式については、基本的に押印不要です。一方、賃貸借契約書等の民間事業者同士の契約書等については、押印が必要です。

押印不要書類：県が公開している様式（様式第8号、様式第10号、様式第6号の2等）

押印必要書類：賃貸借契約書、行政書士の委任状等

3 申請書様式の記入要領

(1) 申請の日付

申請年月日を正確に記入してください。

(2) 住所

個人の場合：住民票抄本に記載されている住所を記入してください。

法人の場合：法人の履歴事項全部証明書に記載されている住所を記入してください。

(3) 氏名

個人の場合：住民票抄本に記載されている氏名を記入してください。

法人の場合：履歴事項全部証明書に記載されている「法人名」＋「代表者役職」＋「代表者氏名」を記入してください。

(4) 電話番号及びFAX番号

申請者のものを記載してください。

(事業場や事務所の電話番号については、事業場欄・事務所欄に記入してください。)

(5) 事業の範囲

ア 処分方法

実施する処分方法を記入してください。

中間処理の例：破砕、焼却、焼成、溶融、脱水、中和、発酵、乾燥、造粒固化、洗浄、加熱減容、選別、切断、圧縮、濃縮 等
 最終処分の例：安定型埋立、管理型埋立 等

イ 取り扱う産業廃棄物の種類

表4に示す20種類が産業廃棄物として定義されています。処分方法ごとに取り扱う産業廃棄物の種類を記入してください。また、特別管理産業廃棄物処分業の許可を申請する場合は、表5の内、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記入してください。

表4 産業廃棄物の種類一覧（全20種類）

①燃え殻	⑪動物系固形不要物
②汚泥	⑫ゴムくず
③廃油	⑬金属くず
④廃酸	⑭ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
⑤廃アルカリ	⑮銻さい
⑥廃プラスチック類	⑯がれき類
⑦紙くず	⑰動物のふん尿
⑧木くず	⑱動物の死体
⑨繊維くず	⑲ばいじん
⑩動植物性残さ	⑳産業廃棄物の処理物（第13号廃棄物）

ウ 石綿含有産業廃棄物の取扱い

②汚泥、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑭ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑯がれき類を取り扱う場合は、産業廃棄物の種類ごとに、石綿含有産業廃棄物の取扱いの有無を記入してください。

<注意事項>

石綿含有産業廃棄物の中間処理においては、溶融処理又は無害化処理以外の処理方法が禁止されています。

エ 水銀含有ばいじん等の取扱い

①燃え殻、②汚泥、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑮銻さい、⑲ばいじんを取り扱う場合は、産業廃棄物の種類ごとに水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を記入してください。

オ 水銀使用製品産業廃棄物の取扱い

取り扱う産業廃棄物の種類に関わらず、水銀使用製品産業廃棄物の取扱いの有無を記入してください。

<注意事項>

ア～オについて、取り扱わない旨の許可を受けた業者が、その後当該品目又は行為を取り扱うためには、変更許可が必要となりますのでご注意ください。

表5 主な特別管理産業廃棄物の種類

通し番号	特別管理産業廃棄物の名称	
1	廃油（揮発油類、灯油類、軽油類に限る。）	
2	廃酸（pH2.0 以下）	
3	廃アルカリ（pH12.5 以上）	
4	感染性産業廃棄物	
5-1	特定有害 産業廃棄物	廃 PCB 等
5-2		PCB 汚染物
5-3		PCB 処理物
5-4		廃水銀等及びその処理物
5-5		指定下水汚泥及びその処理物
5-6		鉍さい及びその処理物※
5-7		廃石綿等
5-8		ばいじん及びその処理物※
5-9		燃え殻及びその処理物※
5-10		廃油及びその処理物※
5-11		汚泥及びその処理物※
5-12		廃酸及びその処理物※
5-13		廃アルカリ及びその処理物※

※ 特定有害産業廃棄物の内、「※」が記載されている品目については、有害金属等を含むことにより有害性を有する特別管理産業廃棄物です。これらを取り扱う場合には、[31p](#)を参考に、産業廃棄物の種類ごとに扱う有害金属等の種類を記入してください。

(6) 事務所の所在地

事務所の住所を記入してください。

(7) 事業場の所在地

事業の用に供する施設及び産業廃棄物保管場所の設置場所の全地番を記入してください。

<注意点>

ア 土地の全部事項証明書の記載どおりに字名や地番を記入してください。

イ 事業場が複数地番にまたがる場合、全て記入してください。

(8) 事業の用に供する施設

処理施設ごとに、以下の項目を記入してください。

ア 処理施設の種類

イ 処理する産業廃棄物の種類

ウ 設置場所の所在地（設置場所の全地番）

エ 設置年月日（設置許可を受けた場合は、使用前検査済証を受けた年月日）

オ 処理能力（m³/日、t/日、m³/時、t/時）※1 ※2 ※4

カ 許可年月日（法第 15 条の許可が必要な施設に限る。）

キ 許可番号（法第 15 条の許可が必要な施設に限る。）

<注意事項>

- ※1 処理能力は4つの単位（m³/日、t/日、m³/時、t/時）で記載してください。
- ※2 1日あたりの処理能力については、稼働時間を括弧書きで追記してください。稼働時間が1日あたり8時間に満たない場合は、1日を8時間として計算してください。
- ※3 産業廃棄物処理施設設置許可証をお持ちの場合、同許可証どおりに記載してください。
- ※4 最終処分場の場合は、埋立容量と埋立面積を記入すること。

(9) 保管場所

産業廃棄物の保管を行う場合は、処分の種類ごとに、保管場所に関する下記の事項を記入してください。

- ・保管場所の所在地（保管場所を設置する全地番）
- ・保管場所の面積（m²）
- ・保管する産業廃棄物の種類（(5)イ～オの例に倣って記入してください。）
- ・保管上限（m³）
- ・保管の高さ（m）

(10) 処理方式、構造及び設備の概要

使用する処理施設の処理方式、構造及び設備の概要について記載例に倣って記入してください。

(11) 取得済みの処理業許可

沖縄県で産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業）以外の産業廃棄物処理業許可を受けている場合や、他都道府県（又は那覇市などの政令市）で産業廃棄物処理業許可を受けている場合は、都道府県名（又は政令市名）と許可番号を記入してください。

(12) 申請者

個人の場合：住民票抄本の記載どおりに氏名、生年月日、本籍、住所を記入してください。

法人の場合：履歴事項全部証明書の記載どおりに名称、住所を記入してください。

(13) 法定代理人

申請者が個人であり、かつ未成年の場合、法定代理人に関する以下の情報を記入してください。

法定代理人が個人である場合：法定代理人の氏名、生年月日、本籍、住所

法定代理人が法人である場合：法定代理人の名称、住所、全役員の情報

(14) 役員

申請者が法人である場合、全役員について、氏名、生年月日、役職名、本籍、住所を住民票抄本又は履歴事項全部証明書の記載どおりに記入してください。

(15) 出資者

申請者が法人である場合、総株式又は総出資額の5%以上を出資している全ての者について、出資金額や出資割合等を記入する必要があります。また、出資者の種類（法人・個人）に応じて、下記のとおり、必要情報を記入してください。

＜出資者が法人の場合＞

出資法人の名称及び住所を、履歴事項全部証明書の記載どおりに記入してください。

＜出資者が個人の場合＞

出資者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を、住民票抄本の記載どおりに記入してください。

(16) 使用人

使用人を登録する場合に限り、当該使用人について、氏名、生年月日、本籍、住所を住民票の記載どおりに記載してください。

なお、記載内容は、使用人証明書（様式 1-5）と整合してください。

※ **使用人とは**、申請者の使用人であって、次のア又はイに掲げる者です。

ア 本店又は支店の代表者

イ アのほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、産業廃棄物処理業についての契約締結権限を有する者

第4章 添付書類の作成要領

必要書類リストの記載順に作成要領を解説しますので、各添付書類の作成にあたって参考にしてください。なお、公的機関（法務局、市町村等）が発行する書類については原則として申請日の3か月以内に発行されたものを添付してください。

【注意】

変更許可申請・変更（廃止）届出に添付する図面について

変更や廃止に伴い、図面に変更が生じる場合は、新と旧の図面の両方を必ず添付してください。

1-1 必要書類リスト

当県では、[産業廃棄物処分業許可申請に係る必要書類リスト](#)を県環境整備課のホームページで公開しています。同リストは、チェックリストの役割もありますので、提出前にチェック欄にチェックを入れて正しく書類が準備できているか最終確認をお願いします。

なお、提出に当たっては、同リストの順番どおりに書類を並べ提出してください。

1-2 担当者連絡用紙

申請後、申請書の内容に不備があった場合は、保健所又は環境整備課から申請者へ修正・確認の連絡を行っています。申請書作成の担当者氏名（行政書士に依頼している場合は行政書士氏名）、電話番号、メールアドレスを記載ください。様式は任意様式ですが、記載内容については参考様式をご確認ください。

2 許可申請書

第3章 [\(8p\)](#) で詳しく解説しています。申請様式に必要事項を記入の上、提出してください。

3 申請手数料

様式 1-8 又は様式 1-9 に沖縄県収入証紙（県証紙）を貼り付けて提出してください。

申請に当たっては、「沖縄県使用料及び手数料条例」に基づき、表6に示す申請手数料が必要となります。銀行又は各保健所内証紙売捌き所等で申請手数料相当の沖縄県収入証紙を購入し、申請書に添付してください。なお、申請書を受理した後は、申請を取り下げる場合や不許可処分となった場合でも申請手数料を返還できません。

表6 申請手数料の金額

許可申請の種類		申請手数料の額(円)
産業廃棄物処分業 (様式 1-8)	新規許可	100,000
	更新許可	94,000
	変更許可	92,000
特別管理産業廃棄物処分業 (様式 1-9)	新規許可	100,000
	更新許可	95,000
	変更許可	95,000

4 事業計画に関する書類

① 事業計画の概要

記載例を参考に、様式3-1に必要事項を記入し、提出してください。

事業計画の内容（具体的な処理方法、環境保全措置等）については、産業廃棄物処理基準（施行令第6条）に適合するように検討して下さい。また、処分業に使用する施設（中間処理施設、最終処分場、保管場所等）は、許可基準（産業廃棄物処分業：施行規則第10条の5、特別管理産業廃棄物処分業：施行規則第10条の17）に適合するものであることが必要です。

以上のことを踏まえ、各項目については、[記載例](#)を参考に記載して下さい。

② 事故時の対応を記した書類

特別管理産業廃棄物処分業を行う場合のみ提出してください。書類の作成に当たっては、次の事項を記載して下さい。

- i) 事故時における従業員や周辺住民等への健康被害、環境被害を防止するための措置
- ii) 事故時対応に必要な設備・器具の一覧その保有状況が分かる写真
- iii) 消防法及び労働安全基準法で保管する廃棄物の取り扱いに必要とされる資格者名例）労働安全衛生法による「作業主任者」
「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者
消防法による「危険物保安監督者」
甲種又は乙種第4類危険物取扱者で6月以上危険物取扱いの実務経験を有する者

③ 他法令に係る調整経過を記した書類

様式1-1に必要事項を記入し、提出してください。

県内における産業廃棄物処理施設の設置予定場所の土地について、環境関連法規及び、環境関連法規以外の他法令（都市計画法、建築基準法、農地法、農業振興法等）に係る規制の有無を、当該他法令を所管する機関に確認し、規制を受けている場合には、当該機関からの使用許可等もしくはその見通し（申請書の受理等）を記した書類を添付して下さい。

※県外に駐機場を有する場合は、他法令に係る調整を記した書類は不要です。

④ 周辺住民への説明状況を記した書類

廃棄物処理法上、住民同意は許可要件ではありませんが、許可取得後に事業を円滑に進めていくためには、周辺住民の十分な理解が必要です。事業場周辺の地域住民等に事業内容を十分に説明して下さい。その上で、可能な限り、地域住民の同意書や協定書もしくは説明会等の実施状況説明書を添付して下さい。

⑤ 事前協議終了通知書の写し

[沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱](#)で定める施設（焼却施設、熱分解施設）を用いて産業廃棄物処分業を行うにあたっては、同要綱に基づき県と事前協議を行う必要があります。事前協議が終了した際に県から通知された事前協議終了通知書を添付してください。事前協議の詳細は、同要綱を御覧下さい。

5 用いる施設の構造等に係る書類（施設ごとに添付）

処分業に用いる施設ごとに各書類を添付してください。

5-1 処理施設

① 平面図、立面図、断面図、構造図、施設の設計計算書

- ・ 許可基準（産業廃棄物処分業：施行規則第 10 条の 5、特別管理産業廃棄物処分業：施行規則第 10 条の 17）に適合していることが判断できる図面を添付してください。
- ・ 生活環境保全に係る設備（スプリンクラー、防音壁、排水処理設備、排ガス処理設備等）については、その配置・規模等が明らかになるよう図面を作成し、必要に応じて当該設備のパンフレットを添付してください。また、排水については、その流向及び放流先を明らかにしてください。

② 処理能力を示す書類

メーカーが作成した仕様書やカタログ等を添付してください。なお、当該書類に、施設の処理能力を示す内容が含まれていない場合は、当該書類に加え、メーカーが作成した処理能力計算書も添付して下さい。

※処理能力を示す書類が外国語で記載されている場合は、日本語訳を併せて提出してください。

③ 付近の見取図

周囲の広い範囲が確認できる縮尺が小さなもの（縮尺 2 万 5 千分の 1 程度のもの）と、周辺の住宅・病院等との距離が確認できる縮尺が大きなもの（縮尺 5 千分の 1 程度のもの）を添付して下さい。（電子地図の写し等）

④ 周囲の地形の状況を明らかにする書類及び図面

最終処分場の場合のみ提出してください。縮尺は 1,000 分の 1 としてください。

⑤ 周囲の地質の状況を明らかにする書類及び図面

最終処分場の場合のみ提出してください。（ボーリング調査結果、柱状図等）

⑥ 周囲の地下水の状況を明らかにする書類及び図面

最終処分場の場合のみ提出してください。（地下水に関する調査結果、地下水流況図等）

⑦ 設置許可証の写し

当該施設が法第 15 条の規定による設置許可を受けている場合は、設置許可証の写しを添付してください。

※設置許可証の写しを添付することで、当該施設に係る上記①～⑥の書類の省略することができます。

※処分業の新規許可申請であっても、設置許可証を提出した施設については①～⑥の書類を省略することが出来ます。

※設置許可対象外の施設の書類を省略することはできません。

⑧ 施設の写真

写真を撮影し、添付してください。

⑨ 事業場の配置図

処理施設の設置場所、廃棄物の保管場所（処理前・処理後）等がわかる事業場全体の配置図を添付して下さい。

⑩ 公図

申請日の3か月以内に法務局から発行されたもの（原本）を提出して下さい。

⑪ 処理フロー図

産業廃棄物の処分工程については、産業廃棄物の受入・保管、前処理（選別、小割り等）、中間処理（破碎、焼却等）、中間処理後物の保管・搬出までの工程をフロー図等で可能な限り明らかにして下さい。

⑫ 性状の分析を行う設備の概要を記載した書類

特別管理産業廃棄物処分業許可を申請し、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の産業廃棄物を処分する場合のみ提出して下さい。また、あわせて、分析を行う者について十分な知識を有することを証明する書類を添付して下さい。詳細は、[17p（特別管理産業廃棄物処分業許可申請時の注意点）のウ](#)をご参照ください。

5-2 処理前保管施設

① 平面図、立面図、断面図、構造図、施設の設計計算書

産業廃棄物の保管施設ごとに、保管する場所の面積、保管容量（算定根拠も含む）、積み上げ高さが分かる図面を示して下さい。（処理後保管施設は基本的に添付不要ですが、2次処理等が必要な場合は、2次処理等施設の処理前保管施設として添付が必要です。）

(1)保管上限について

処分業における保管上限は、廃棄物処理法上、1日当たりの処理能力の14日（※）分以下と規定されていますので、保管量が保管上限以下となるよう計画して記載して下さい。

※建設業に係る産業廃棄物（分別されたものに限る）の再生を行う処理施設において、再生のためその産業廃棄物保管する場合は、次のとおり保管上限が異なるものがあります。

ア 「木くず」を再生するために保管する場合

1日当たりの処理能力の28日分以下

イ 「がれき類（コンクリートの破片）」を再生骨材（路盤材等）として再生するために保管する場合

1日当たりの処理能力の28日分以下

ウ 「がれき類（アスファルト・コンクリートの破片）」を再生加熱アスファルト混合物の骨材として再生するために保管する場合

1日当たりの処理能力の70日分以下

<保管上限の考え方>

保管上限（申請する保管量の最大値） ≤ 施設の処理能力×14日（※）

（※）上記ア～ウに該当する場合はその日数

(2) 保管面積、保管高さ、保管量の算定

保管する産業廃棄物の種類ごとに、保管面積(m²)、高さ(m)、保管量(重量(t)及び体積(m³))を記載すること。単位はカッコ内のものを使用し、小数点以下1桁まで示すこと。

屋外において、壁に負荷をかけずに四角錐型(ピラミッド型)で保管する場合、下記 A を参照してください。また、壁に負荷をかけて保管する場合は、下記 B を参照してください。

なお、屋外で保管せず、容器を用いて保管する場合は、当該容器の容量や高さ等から算出してください。

A 壁に負荷をかけず四角錐型(ピラミッド型)で保管する場合

図3のとおり、積み上げる角度を50%勾配(約26.5°)以下に保ち、赤色で示した範囲内に産業廃棄物を保管する必要があります。

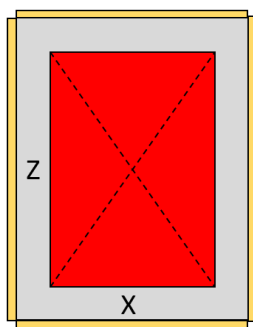


図2 四角錐型の保管場所の平面図

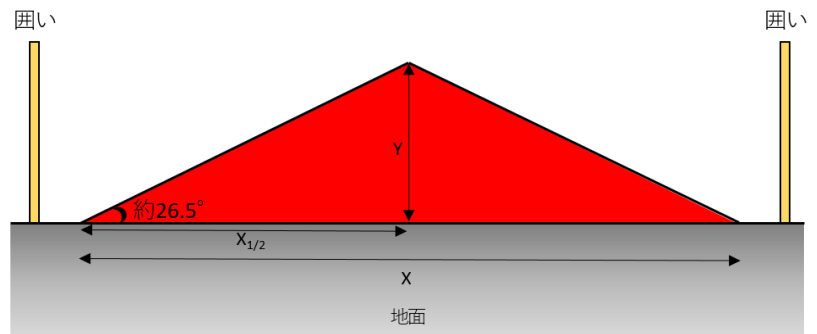


図3 四角錐型の保管場所の断面図

<高さ>

$$\text{高さ}(Y) = \text{短い辺の半分}(X_{1/2}) \times 1/2$$

※ 図2のとおり、横と縦の内、長さが短い辺をXとして計算してください。

※ 50%勾配とは「底面の長さX_{1/2}：高さY=2：1」となる角度をいいます。

<面積>

$$\text{面積} = \text{横}(X) \times \text{縦}(Z)$$

<体積> ※ 四角錐(ピラミッド型)の体積を求める場合の式

$$\text{体積} = \text{縦}(Z) \times \text{横}(X) \times \text{高さ}(Y) \times 1/3$$

※保管場所が右図面のような図面になっている場合は、

下記計算式で体積を算出することもできます。

青色部分の体積(i)：縦(Z)×2×横(a)×1/3

黄色部分の体積(ii)：縦(Z)×高さ(Y)×1/2×横(b)

体積の合計=青部分(i)+黄色部分(ii)

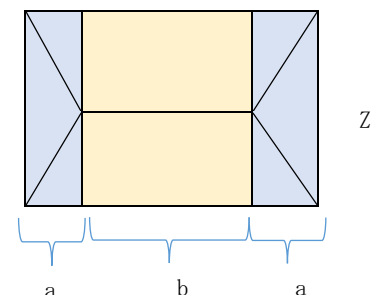


図4 保管場所の平面図

B 壁に負荷をかけて保管する場合

壁に直接負荷をかけて産業廃棄物を保管する場合、図4のように保管し、赤色に示した範囲内に産業廃棄物を保管する必要があります。下記(a)～(e)の点に注意して保管を行い、面積、高さ、体積を計算してください。

- (a) 直接負荷がかかる壁は、十分な耐久力がある安全な壁であること。
- (b) 直接負荷がかかる壁においては、保管の高さを壁の上端から 0.5 m 以下にすること。
- (c) 直接負荷がかかる壁から水平方向に 2 m 以内においては、(b)の高さ以下で保管すること。
- (d) 直接負荷がかかる壁から水平方向に 2 m を超えた部分については、積み上げる角度を 50%勾配（約 26.5°）以下にすること。
- (e) 壁に直接負荷がかからない部分については、床面からの角度を 50%勾配（約 26.5°）以下にすること。

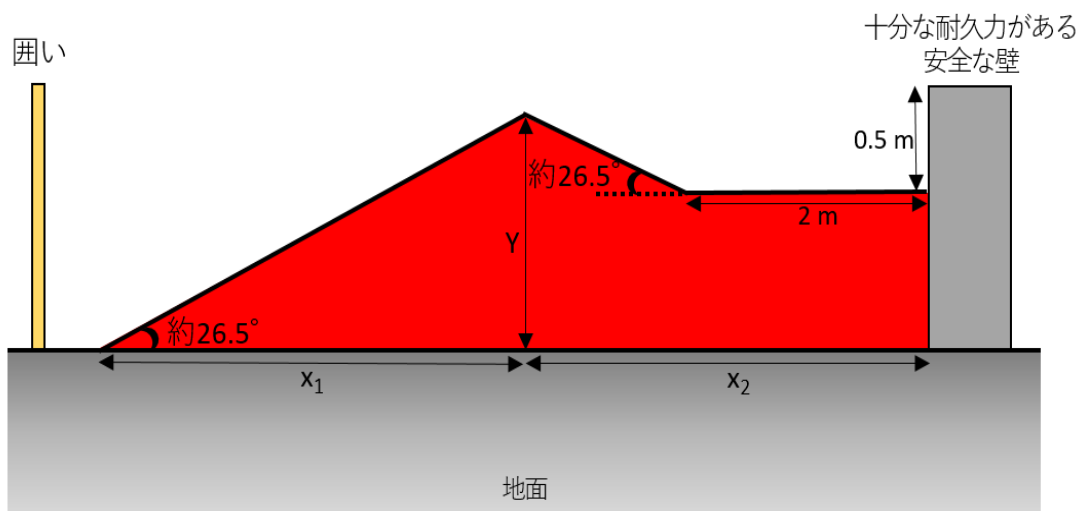


図5 壁に負荷をかける保管場所の断面図

(3) 保管量の算定根拠

(2)で説明した高さ、面積、保管量等の算定根拠を示し、数値は四捨五入し小数点以下1桁で記入してください。

なお、添付する図面と整合が取れるようにしてください。

② 保管施設の写真

写真を撮影し、添付してください。

特別管理産業廃棄物処分業許可申請時の注意点

ア 感染性産業廃棄物を処分する場合

感染性産業廃棄物の保管を行う場合には、添付書類とされている「用いる施設の構造等に係る書類」は、保管施設が感染性産業廃棄物を衛生的に保管することのできる構造（保冷機能有するもの等）であることが分かるように作成して下さい。

イ 廃石綿等を処分する場合

添付書類とされている「用いる施設の構造等に係る書類」は、廃石綿等の処分に用いる処理施設（保管施設を含む）において、廃石綿等の飛散防止対策が講じられていることが分かるように作成して下さい。

ウ 感染性産業廃棄物・廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物を処分する場合

「性状の分析を行う設備の概要を記載した書類」を作成してください。なお、「性状の分析を行う設備」が、取り扱う特別管理産業廃棄物を「特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」（平成4年厚生省告示第192号）で定める方法による分析が行える設備であることが分かるように作成して下さい。

加えて、分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証明する書類を添付してください。

- (ア) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、6ヶ月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者
- (イ) 衛生検査技師又は臨床検査技師であって、6ヶ月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者
- (ロ) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、理学、薬学、工学、農学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者
- (ハ) (ア)～(ロ)に掲げる者と同等以上の知識・技能を有すると認められる者

6 所有権・使用権原を証明する書類

① 事務所付近の見取図

周辺の住宅・病院等との位置関係が確認できる事務所周辺の見取図（電子地図の写し等）を添付して下さい。（縮尺 5 千分の 1 程度のもの）

② 処理施設及び保管施設の設置場所の土地又は建物の全部事項証明書

中間処理施設、最終処分場、産業廃棄物保管施設の設置場所について、土地又は建物の全部事項証明書（発行から 3 ヶ月以内のもの）を添付して下さい。

※ 事務所については不要です。

※ 建物が登記されていない場合は、管轄の保健所又は環境整備課に相談して下さい。

③ 土地又は建物の賃貸借契約書又は所有者の使用承諾書の写し

②を添付した土地又は建物について、所有者と申請者が異なる場合は、所有者との賃貸借契約書又は使用承諾書等の写しを添付して下さい。

また、県内に事業場を設置する場合に限っては、目的に「廃棄物処理業に使用する」旨記載されている賃貸借契約書又は使用承諾書の写しを必ず提出して下さい。

使用承諾証明書は任意様式ですが、内容については参考様式をご参照ください。

※ 事務所については不要です。

④ 中間処理施設の使用権原を示す書類

使用する中間処理施設について、購入当時の領収書や契約書等の写しを添付して下さい。

⑤ 中間処理施設の賃貸借契約書又は使用承諾書の写し

使用する中間処理施設について、所有者が申請者と異なる場合は、所有者との賃貸借契約書又は使用承諾書等の写しを添付して下さい。賃貸借契約書又は使用承諾書等の写しに記載される賃借の目的には「産業廃棄物処理業に使用する」旨を必ず記載して下さい。

⑥ 非農地証明書又は農地転用申請書の写し

土地の全部事項証明書に記載された地目が畑や田の場合、非農地証明書又は受理された農地転用申請書の写しを添付して下さい。

7 処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類

記載例を参考に、様式 3-2「処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類」を作成し、添付して下さい。

8 海洋汚染防止法に関する書類

海洋投入処分を行う場合に限り、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第 13 条に規定する登録済証の写しを添付して下さい。

9 講習会修了証

適切な講習課程を受講し、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（通称：JWセンター）から交付された修了証の写しを提出してください。なお、講習会修了証には有効期限がありますのでご注意ください。申請日時点で、有効期限内の講習会修了証を添付してください。

(1) 受講者の条件

講習会修了者は、次の者である必要があります。

- 法人の場合：代表者、役員（監査役を除く）、使用人*のうち、いずれかの者
- 個人の場合：申請者、使用人*のうち、いずれかの者

※ 使用人とは、申請者の使用人であって、次のア又はイに掲げる者です。

ア 本店又は支店の代表者

イ アのほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、産業廃棄物処理業についての契約締結権限を有する者

(2) 受講方法

講習会は下記 JW センターが開催しております。受講に当たっては、下記ホームページよりお申込ください。

なお、講習会の詳細については、直接 JW センターへお問い合わせください。

○公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
 （通称：JW センター）
 電話番号：03-5807-5913（教育研修部）



[JW センターHP](#)

[講習会予約ページ](#)

(3) 講習会の種類

表 申請の種類と講習会課程の関係

講習会の種類 申請の種類		産業廃棄物処理業 講習会 (処分課程)		特別管理産業廃棄物処 理業講習会 (処分課程)	
		新規課程	更新課程	新規課程	更新課程
産業廃棄物処分業	新規許可	○	△ ※2	○	△ ※2
	更新許可	○	○	○	○
	変更許可	○	○	○	○
特別管理 産業廃棄物処分業	新規許可	×	×	○	△ ※2
	更新許可	×	×	○	○
	変更許可	×	×	○	○

※1 講習会修了証の有効期限は修了日から、新規過程の講習会の場合は5年間、更新過程の講習会の場合は2年間です。

※2 申請者が既に他の自治体で産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を有している場合、更新課程の修了証でも差し支えありません。

※3 変更許可申請においては、直近の許可（新規又は更新）申請時に添付した講習会修了証の写しを添付してください。

10 資金調達

様式 1-2（事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法）に必要事項を記入し提出してください。

<注意事項>

- 事業の開始に要する資金の総額とは、事業の開始及び継続に必要と判断される一切の資金を言います。事業計画に応じて、具体的な項目を挙げ、それぞれに必要な金額を記入して下さい。また、その際は、資本金の額その他、施設の整備に要する費用、損害賠償保険の保険料等も含めて下さい。
- 既存の設備等を利用するためなどにより、新たな資金を必要としない場合は、「0」と記入し、その理由を明記して下さい。
- 調達方法については、資本金の調達方法、借入先、借入残高、年間返済額、返済期限、利率など資金の調達に関する一切の事項をできる限り具体的に記載して下さい。
- 自己資金で賄う場合には、その旨及び自己資金の額を記入するとともに、自己資金の額について金融機関で発行する残高証明書等を添付して下さい。
- 資金を借り入れにより調達する場合は、金銭消費貸借契約書の写し、残高証明書等を添付して下さい。

11 経理的基礎に関する書類

11-1 申請者が法人である場合

以下の①～④の決算書類に加え、税務署で取得した⑤を提出してください。

<提出書類>

- ① 貸借対照表（直近3年間分）
- ② 損益計算書（直近3年間分）
- ③ 株主資本等変動計算書（直近3年間分）
- ④ 個別注記表（直近3年間分）
- ⑤ 法人税の納税証明書（直近3年間分）※

※納付すべき額及び納付済額を証する書類「その1 納税額等証明用」

<注意事項>

- 廃棄物処理業以外の事業を兼業している場合には、できる限り廃棄物処理部門における経理区分を明確にして書類を提出して下さい。
- 納税証明書は、税務署で交付されるものを提出して下さい。
- 新たに法人を設立して産業廃棄物処理業を行おうとする場合、過去の貸借対照表等がないことから、その旨を明記した上で、資本金の額、財務に係る事業計画が記載された長期財務計画書及び株主構成を提出して下さい。
- 経営状況が債務超過に陥っている場合等については、不許可となる場合がありますので、事前に相談してください。必要に応じ、今後5年間の長期財務計画書、金融機関からの融資状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を提出して頂く場合があります。経理的基礎の基準については、[令和2年3月30日付環境省通知「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設設置の許可事務等の取扱いについて（通知）」](#)の第一の4（経理的基礎）をご参照ください。

<中小企業診断士の経営診断書を提出が求められる場合の例>

直前3年間の自己資本比率の平均値及び直前期の値がマイナスの場合

※経理的基礎については、環境整備課（098-866-2231）へお問い合わせください。

11-2 申請者が個人である場合

<提出書類>

- ① 資産に関する調書（様式 1-3）
- ② 直近3年の所得税の納税証明書（納付すべき額及び納付済額を証する書類）

<注意事項>

- 資産に関する調書には、申請者の不動産、預貯金等の主な資産を記入し、その金額の根拠となる各種証明書を添付して下さい。
例1：不動産については市町村で発行する資産（課税）証明書（固定資産評価証明書）
例2：預貯金については金融機関で発行する残高証明書
- 所得税の納税証明書（その1）は、税務署で交付されるものを提出して下さい。
- また、納税証明書にて納付すべき額が確認できないなど経理的基礎を確認するため必要な場合に、所得を確認する事のできる「源泉徴収票の写し（支払者の押印がされたもの）」、又は「所得証明書」等も添付して下さい。
- 確定申告が必要な事業者で申告を行っていない場合には、所得税の申告・納税を行った上で納税証明書を提出して下さい。

12 申請者に関する書類

12-1 申請者が法人である場合

<提出書類>

- ①定款又は寄附行為の写し
- ②履歴事項全部証明書

<注意事項>

- 履歴事項全部証明書は、原則として、申請日の3か月以内に発行されたものを添付して下さい。
- 定款及び履歴事項全部証明書等については、事業目的に産業廃棄物処理業が記載されている必要があります。未記載の場合、目的変更に係る議事録の写しも添付して下さい。
- 履歴事項全部証明書に代表理事しか記載されない組合等の理事の場合、総会議事録の写し等を添付してください。

12-2 申請者が個人である場合

<提出書類>

- ①住民票抄本（本籍地記載有り、マイナンバー記載無し、外国人の場合は国籍記載）
- ②登記されていないことの証明書

<注意事項>

- ①及び②は、原則として、申請日より3ヶ月以内に発行されたものを添付して下さい。
- 個人に係る登記されていないことの証明書とは、「後見登記等に関する法律第10条第1項」に規定する証明書で、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことです。証明書の交付は、全国の法務局及び地方法務局で行っていますので、登記されていないことの証明書に関する質問等は、地方法務局へ直接問い合わせてください。
- 登記されていないことの証明書は「氏名」「生年月日」「住所」または「本籍」が記載された証明書を添付してください。

13 欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

申請者（申請者が法人の場合、役員、出資者も含みます）法定代理人、使用人が、暴力団員であるなどの欠格要件に該当しないことを十分に確認し、様式 1-4 を作成して下さい。

14 役員に関する書類

申請者が法人の場合に限り、法人の各役員に関する書類を提出する必要があります。

<提出書類>

- ①住民票抄本（本籍地記載有り、マイナンバー記載無し、外国人の場合は国籍記載）
- ②登記されていないことの証明書

<注意事項>

- 役員とは、法人の代表取締役、代表社員、取締役、監査役等のことを指します。

15 法定代理人に関する書類

申請者が未成年者の場合に限り、法定代理人に関する書類を提出する必要があります。法定代理人は法人である場合と個人である場合で、それぞれ提出書類が異なりますので注意が必要です。

15-1 法定代理人が法人である場合

＜提出書類＞

- ① 法定代理人（法人）の履歴事項全部証明書
- ② 法定代理人（法人）の役員の住民票抄本（本籍地記載有り、マイナンバー記載無し、外国人の場合は国籍記載）
- ③ 法定代理人（法人）の役員の登記されていないことの証明書

15-2 法定代理人が個人である場合

＜提出書類＞

- ① 法定代理人（個人）の住民票抄本（本籍地記載有り、マイナンバー記載無し、外国人の場合は国籍記載）
- ② 法定代理人（個人）の登記されていないことの証明書

16 出資者に関する書類

申請者が法人の場合に限り、自社の出資者に関する書類を提出する必要があります。出資者とは、株式総数又は出資総額の5%以上を出資している者を指します。出資者が法人である場合と個人である場合で、それぞれ提出書類が異なりますので注意が必要です。

16-1 出資者が法人である場合

＜提出書類＞

- ① 出資者（法人）の履歴事項全部証明書
- ② 出資者が確認できる書類（議事録の写し、株主（出資者）名簿の写し又は同族会社等の判定に関する明細書（法人税申告書 別表2）等）

16-2 出資者が個人である場合

＜提出書類＞

- ① 住民票抄本（本籍地記載有り、マイナンバー記載無し、外国人の場合は国籍記載）
- ② 登記されていないことの証明書
- ③ 出資者が確認できる書類（議事録の写し、株主（出資者）名簿の写し又は同族会社等の判定に関する明細書（法人税申告書 別表2）等）

17 使用人に関する書類

申請者が事業を行う上で使用人を置く場合、使用人に関する書類を提出する必要があります。

＜提出書類＞

- ① 使用人の住民票抄本（本籍地記載有り、マイナンバー記載無し、外国人の場合は国籍記載）
- ② 使用人の登記されていないことの証明書
- ③ 使用人証明書（様式 1-5）

※外国在住により、住民票が取得できない場合は、下記の書類を添付してください。

- ア 日本国籍の場合：戸籍附票（海外在住の記載のあるもの）のついた戸籍抄本又は在外公館で発行される「在留証明書（本籍地（番地まで）記載のあるもの）」等
- イ 外国籍の場合：本国又は居住国の政府もしくは公証人が作成した住所（国籍含む）を証明する書面（これと同視できるものを含む。）

※外国語で作成されたものについては、その訳文も併せて添付して下さい。

※登記されていないことの証明書については、国内に居住していなくても取得可能です。

18 有価証券報告書

直前の事業年度（更新許可申請の場合は、直前の2事業年度）に係る有価証券報告書を作成しているときは、これを添付することで、次の添付書類を省略することができます。

＜有価証券報告書を提出した場合に省略可能な書類一覧＞

- 経理書類一式
- 定款又は寄附行為の写し
- 履歴事項全部証明書

19 先行許可証

許可申請の5年以内に、産業廃棄物処理業あるいは産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合は、当該許可証の写しを添付することで、次の添付書類の全部又は一部を省略することができます。この提出する許可証を「先行許可証」といいます。なお、先行許可証の添付により、下記アの書類の添付を省略した場合には、様式 1-12 に必要事項を記入して添付し、添付を省略したことを示してください。

- (1) 先行許可証の提出により省略可能となる書類
 - 申請者の住民票の写し、登記されていないことの証明書（個人の場合）
 - 欠格要件に該当しないものであることを誓約する書面（様式 1-4）
 - 法人の役員に関する書類
 - 法定代理人に関する書類
 - 出資者に関する書類
 - 使用人に関する書類
- (2) 先行許可証を添付できる条件
 - ・申請時点において、先行許可証の許可日から5年が経過していないこと。
 - ・先行許可証の許可を受けた際、先行許可証を提出していないこと。

＜注意事項＞

- 次の許可証（①～④）は、先行許可証として提出することはできません。
 - ア 先行許可証を提出して許可を受けた場合の許可証

許可証の「規則第〇条の〇第〇項（産業廃棄物収集運搬業の場合は、規則第9条の2第8項）の規定による許可証の有無」の欄が「有」になっている許可証は、先行許可証として提出することはできません。
 - イ 更新許可申請の場合、当該許可に係る許可証

例えば、産業廃棄物収集運搬業の更新許可申請には、更新しようとする許可の産業

廃棄物収集運搬業の許可証は先行許可証として提出することはできません。ただし、他の都道府県で取得した収集運搬業の許可証は、「当該許可に係る許可証」には該当しないため、5年以内に許可を取得しているものであれば、先行許可証として提出できます。

ウ 優良認定を受けて5年を越えた許可証

エ 産業廃棄物処理施設設置許可を受けて5年を越えた許可証

- 変更許可申請の場合に限り、変更許可を受けようとする現行の許可証を先行許可証として提出できます。

20 添付を省略した書類の一覧及びその理由を記載した書類

第5章に従い、添付を省略した場合、その書類の名称及び添付を省略した理由を記載した書類を作成し、添付してください。

記載例をアップロードしていますので、参考にしてください。

21 直前に交付された許可証の写し

更新許可申請及び変更許可申請の場合は、直前に交付された産業廃棄物処分量の許可証の写しを添付してください。許可証の裏面に記載がある場合は裏面の写し、別紙がある場合は別紙の写しも忘れずに添付してください。

22 委任状

申請書作成を代理人に依頼する場合、委任状の提出が必須です。

様式は任意としますが、標準的な記載は参考様式をご確認ください。

※行政書士以外の者が申請者を代理して、業として書類を作成することは、行政書士法第19条第1項により禁じられています。

●行政書士法 第十九条（業務の制限）抜粋

行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として第一条の三に規定する業務を行うことができない。

第5章 添付書類の省略について

下記1～5に基づき添付書類を省略した場合、省略した書類の一覧及びその理由について記載した書類（様式 1-12）を提出してください。

1 更新許可申請及び変更許可申請において省略可能な書類

前回の許可申請時（新規許可・更新許可・変更許可）から申請内容に変更が無い場合は、以下の書類の添付を省略することができます。

＜変更が無ければ省略可能な書類＞

- 事業計画の概要
- 他法令に係る調整経過を記した書類（様式 1-1）
- 周辺住民への説明状況を記した書類
- 処分後の処理方法を記載した書類（様式 3-2）
- 用いる施設の構造等に係る書類
- 所有権が申請者にある場合、所有権・使用権原を証明する書類^{※2}

＜注意事項＞

※1 省略できる書類については、[必要書類リスト](#)上「○」で示しております。

※2 施設、土地、建物の所有権が他者にあり、賃借している場合は省略できません。自己所有の場合には省略可能であるため、必要書類リスト上「○[※]」で示しております。

※3 括弧書きは[必要書類リスト](#)に記載されている番号です。

2 優良事業者認定を受けている場合に省略可能な書類

申請者が、廃棄物処理法施行令第6条の11第2号（特別管理産業廃棄物処分業の場合、第6条の14第2号）に規定する優良事業者としての認定を受けている場合には、次の添付書類を省略することができます。

＜優良認定を受けている場合に省略可能な書類一覧＞

- 事業計画の概要を記載した書類
- （申請者が法人の場合）経理書類一式
- （申請者が法人の場合）定款又は寄附行為の写し

3 有価証券報告書を提出した場合に省略可能な書類

[24p](#)をご覧ください。

4 先行許可証を提出した場合に省略可能な書類

[25p](#)をご覧ください。

5 同時に複数の申請・届出を行う場合に省略可能な書類

産業廃棄物（収集運搬業・処分業・処理施設設置）に関する申請書又は届出書（以下、「申請書等」という。）について、2つ以上の申請書等を同時に管轄保健所へ提出する場合、同一の添付資料をそれぞれの申請書等に添付するときは、一つの申請書等にその書類を添付し、その他の申請書等については、「添付を省略した理由書（様式 1-12）」を添付することでその書類の添付を省略することができます。（廃棄物処理法施行規則第 21 条第 1 項）

なお、県における文書管理の都合上、以下の優先順位を定めることとし、優先順位の高い申請書に必要な書類を添付し、優先順位の低い申請書等には「添付を省略した理由書（様式 1-12）」を添付するようにしてください。

<優先順位>

- 1 産業廃棄物処理施設設置許可申請書（設置許可・変更許可）
- 2 産業廃棄物処分業許可申請書（新規許可・更新許可・変更許可）
- 3 特別管理業廃棄物処分業許可申請書（新規許可・更新許可・変更許可）
- 4 産業廃棄物処理施設軽微変更届出書
- 5 産業廃棄物処分業変更届出書
- 6 特別管理産業廃棄物処分業変更届出書
- 7 産業廃棄物収集運搬業許可申請書（新規許可・更新許可・変更許可）
- 8 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書（新規許可・更新許可・変更許可）
- 9 産業廃棄物収集運搬業変更届出書
- 10 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届出書

<注意>

- ・ あくまでも、添付省略可能としているものあり、添付を拒むものではありません。
- ・ 優先順位が示されていない申請書等については、管轄保健所又は県環境整備課までご相談ください。

参 考 事 項

1 各種公的書類の交付場所について

公的書類の種類	交付場所
住民票抄本	各市町村
所得証明書	
資産（課税）証明書	
納税証明書（法人税・所得税）	各税務署
履歴事項全部証明書	各地方方法務局 ※ 沖縄県内であれば、那覇地方 法務局が所管しています。 【那覇地方方法務局の連絡先】 TEL：098 - 854 - 7951
土地（建物）の全部事項証明書	
登記されていないことの証明書	

2 県が公開している様式の一覧

様式名称	書類の内容	様式の種別
様式第8号	産業廃棄物処分業の許可申請書	省令の様式
様式第10号	産業廃棄物処分業の変更許可申請書	省令の様式
様式第14号	特別管理産業廃棄物処分業の許可申請書	省令の様式
様式第16号	特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請書	省令の様式
様式1-1	他法令関係手続書類	県様式
様式1-2	資金調達方法	県様式
様式1-3	資産調書	県様式
様式1-4	欠格要件に該当しない誓約書	県様式
様式1-5	使用人証明書	県様式
様式1-8	手数料貼付用紙（産業廃棄物処分業）	県様式
様式1-9	手数料貼付用紙（特別管理産業廃棄物処分業）	県様式
様式1-12	添付を省略した理由書	県様式
様式1-14	長期財務計画書	県様式
様式3-1	事業計画の概要（処分業用）	県様式
様式3-2	処分後の処理方法（処分業用）	県様式
様式6-1	許可申請等取下げ願い書	県様式



[環境整備課 HP](#)
[（様式ダウンロードページ）](#)
 ページ番号 1028606

3 産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）について

No	産業廃棄物の種類	換算係数 (t/ m ³)
1	燃 え 殻	1.14
2	汚 泥	1.10
3	廃 油	0.90
4	廃 酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック	0.35
7	紙 く ず	0.30
8	木 く ず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	動植物性残さ	1.00
11	動物系固形不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
15	鋳 さい	1.93
16	がれき類	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	産業廃棄物の処理物（13号廃棄物）	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	0.30
24	廃石綿等	0.30
25	廃水銀等（処分するために処理したものを含む）	13.57

- ※1 種類によっては換算係数が異なります。詳しくは [（公財）日本産業廃棄物処理振興センターのHP](#) を参照。
 ※2 「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について（環産発第 061227006 号、平成 18 年 12 月 27 日）」及び [（公財）日本産業廃棄物処理振興センターのHP](#) を参照。

4 有害金属等を含む特定有害産業廃棄物の一覧

特定施設から排出され、有害金属等を含む廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじんは、特定有害産業廃棄物に該当します。有害金属等の種類は下表のとおりです。

有害金属等の種類		廃油	廃酸	廃アルカリ	燃え殻	汚泥	鉍さい	ばいじん
1	水銀又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
2	カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
3	鉛又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
4	有機燐化合物	○	○	○	○	○	○	○
5	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○
6	砒素又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
7	シアン化合物	○	○	○	○	○	○	○
8	ポリ塩化ビフェニル	○	○	○	○	○	○	○
9	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
10	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
11	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○
12	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○
13	1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
14	1,1-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
16	1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
17	1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
18	1,3-ジクロロプロパン	○	○	○	○	○	○	○
19	チウラム	○	○	○	○	○	○	○
20	シマジン	○	○	○	○	○	○	○
21	チオベンカルブ	○	○	○	○	○	○	○
22	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
23	セレン又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
24	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○
25	ダイオキシン類	○	○	○	○	○	○	○